

長崎県公立大学法人教員業績評価規程

〔平成 20 年 4 月 1 日〕
規 程 第 7 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 5 号、以下「就業規則」という。）第 11 条の規定に基づき、教員の業績評価（以下「業績評価」という。）を実施することに關し必要な事項を定めるものとする。

（業績評価の実施）

第 2 条 業績評価は、長崎県公立大学法人の教員評価の実施に關する基本方針に基づいて行なわれる教員評価（以下「教員評価」という。）の結果等を基に行なうものとする。

（評価対象者）

第 3 条 業績評価の対象は、就業規則第 2 条第 2 項に規定する教員とする。

（評価対象期間）

第 4 条 業績評価の対象期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 前項に規定する期間の業績評価を、その翌年度に確定する。

（評価の対象分野）

第 5 条 教員評価において「個人評点（シーボルト校においては「個人評価」という。以下「個人評点」という。）」が 2 以上とされた教員について、次に掲げる業績評価を行なうものとする。

（ 1 ）教員個人評価

（ 2 ）学長が掲げる大学の目標への貢献評価（以下「貢献評価」という。）

（教員個人評価）

第 6 条 前条第 1 号に規定する教員個人評価は、学長が、教員評価の結果を基に、次の手順で評価を行なう。

（ 1 ）各学部の職位毎（教授、准教授、講師・助教の 3 区分）で実施する。なお、職位の区分は、第 4 条第 1 項に規定する評価対象期間の職位によるものとする。

（ 2 ）教育、研究、社会貢献、大学の管理・運営の各領域で順位付けを実施する。

（ 3 ）前号の各領域の順位を合算した点数により順位付けを実施する。

（ 4 ）学長は、前号までの手順により評価したときは、その結果を理事長に申し出るものとする。

（貢献評価）

第 7 条 学長は、第 5 条第 2 号に規定する貢献評価について、第 4 条に規定する評価対象期間の当初に、学長が掲げる大学の目標（様式第 1 号）により周知する。

2 前号の評価を受けようとする教員は、貢献実績報告書（様式第 2 号）を、第 4 条第 1 項に定める評価対象期間の 3 月 31 日までに所属する学部の長（以下「学部長」という。）へ提出するものとする。

なお、学科長にあっては、所属する教員の中で、学長が掲げる大学の目標への取り組みが顕著な者について推薦することができる

3 貢献評価は、次の手順で評価を行なう。

（ 1 ）被評価者（評価を受ける者をいう。以下同じ。）から提出された実績報告に基づいて評価を

実施する。

- (2) 一次評価者（一次評価を行う者をいう。以下同じ。）は、原則として、被評価者の所属する学部長とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、副学長及び学部長が被評価者であるときは、学長を一次評価者とする。
- (4) 一次評価者は、前2項の規定により提出があった貢献実績を評価のうえ、その結果を学長に提出しなければならない。
- (5) 学長は、前号の規定により一次評価の提出があったときは、二次評価を行い、その結果を理事長に申し出るものとする。
- (6) 各評価者は、必要に応じて面談を実施する。

（業績評価委員会）

第8条 業績評価を実施するために、業績評価委員会を設置する。

2 業績評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長（学長）
- (3) 専務理事
- (4) 副学長（2人）
- (5) シーボルト校事務局長
- (6) その他理事長が必要と認めた者

3 業績評価委員会は次に掲げる事項を実施する。

- (1) 業績評価の結果の確定
- (2) 業績評価結果の不服申立ての受付及び審査
- (3) その他業績評価に関し必要な事項

4 業績評価委員会の委員長は、理事長をもって充てる。

5 委員長は、前2条により学長から申し出があったとき及び必要があると認めるときは、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長は、業績評価を確定したときは、すみやかに被評価者にその結果を業績評価結果通知書（様式第3号）により通知する。

7 業績評価委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（評価結果の活用）

第9条 理事長は、業績評価結果を被評価者の諸活動の活性化を促すために活用するものとする。

2 理事長は、前条により特に高い評価を受けた被評価者のうち、次に掲げる被評価者については給与への反映を講ずるものとする。

- (1) 教員個人評価 上位者1割以内
- (2) 貢献評価 上位者5名以内

3 理事長は、被評価者のうち教員評価において個人評点1に該当した被評価者について、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 給与 第4条第1項に規定する評価対象期間の翌年12月期勤勉手当の成績率を減ずる。
- (2) 昇任 第4条第1項に規定する評価対象期間の翌年度の昇任申請を認めない。
- (3) 再任 期間を定めた労働契約を締結する被評価者のうち、同一職位の任期期間中、個人評点1に3回以上該当し、かつ改善の見込みのない被評価者は、再任しない。

4 理事長は、前項により講ずる措置を、措置通知書（様式第4号）により被評価者へ通知するものとする。

（不服申立）

第 10 条 第 8 条第 6 項の評価結果に対し不服のある被評価者は、業績評価委員会へ不服の申し立てをすることができる。

2 前項により不服の申し立てをする被評価者は、不服申立書（様式第 5 号）を、評価結果を通知した日から 15 日以内に学部長へ提出するものとする。

（再審査）

第 11 条 前条の規定により被評価者から不服の申し立てがあったときは、委員長は再審査の必要があると認める場合、業績評価委員会を召集する。

2 委員長は、不服の申し立てがあった日から 30 日以内に、当該被評価者に再審査の結果を業績評価結果通知書（再審査）（様式第 6 号）により通知するものとする。

3 委員長は、再審査の必要はないと認めた場合、その旨を被評価者に通知するものとする。

（業績評価の結果の公表）

第 12 条 業績評価の結果は、個人情報として取り扱い、原則として公表しない。

（事務）

第 13 条 この規程に関する事務は、長崎県公立大学法人事務局総務課において行なう。

（雑則）

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

（施行日）

1．この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行し、この規程により最初に実施する業績評価は、平成 20 年度の実績を用いて平成 21 年度に行うものとする。

（施行日前在職者の取扱）

2．施行日前から引き続き在職する教員の第 9 条第 3 項第 3 号の適用については、次に掲げるとおりとする。

（ 1 ） 承継教員から期間を定めた労働契約を締結する教員（以下「任期制教員」という。）に移行した教員は、移行した年度の実績を用いたその翌年度の教員評価から適用するものとする。

（ 2 ） 任期制教員として採用された教員については、任期初年度の実績を用いたその翌年度の教員評価から適用するものとする。

様式第1号(第7条第1項)

平成 年 月 日

各 位

長崎県立大学長

平成 年度「学長が掲げる大学の目標」について

長崎県公立大学法人教員業績評価規程第7条第1項の「学長が掲げる大学の目標」は下記のとおりとする。

記

平成 年 月 日

学 長 様

学科名

氏 名

平成 年度 貢献実績報告書

長崎県公立大学法人教員業績評価規程第7条第2項の規定により、学長が掲げる大学の目標への貢献実績を、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

項 目	貢 献 内 容

* その実績を証する新聞記事、賞状、著書等の写しを添付すること。

評価者記入欄

一次評価		二次評価	
評価	評価内容	評価	評価内容
A		A	
B		B	
C		C	

* 評価欄については、貢献度が「A(特に高い)」「B(高い)」「C(前記以外)」のいずれかを で囲む。

平成 年 月 日

様

長崎県公立大学法人
理事長

平成 年度 業績評価結果通知書

長崎県公立大学法人教員業績評価規程第8条第6項の規定により、下記のとおり通知します。
 なお、「2.学長が掲げる大学の目標への貢献評価」について不服がある場合は、所属する学部の長を経由のうえ、学長へ不服申立を行なうことができます。
 (不服申立が可能な期間は、平成 年 月 日()までとする。)

記

1. 教員個人評価

領 域	順位	給与への反映の有無
教育領域		有 平成 年 月期勤勉手当において 円を加算する 無
研究領域		
社会貢献領域		
大学の管理・運営領域		
各領域の順位の合計		
所属学部における職位での順位		

2. 学長が掲げる大学の目標への貢献評価

項目	貢献内容	順位	給与への反映の有無
			有 平成 年 月期勤勉手当において 円を加算する 無

3. 任期期間中の個人評点

平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

平成 年 月 日

様

長崎県公立大学法人
理事長

措置通知書

長崎県公立大学法人教員業績評価規程第9条第4項の規定により、講ずる措置を下記のとおり通知する。

記

項目	措置の内容
給与への反映	
昇任	
再任	

任期期間中の個人評点

平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

様式第5号(第10条第2項)

平成 年 月 日

学 長 様

学科名

氏 名

不 服 申 立 書

平成 年 月 日付け平成 年度業績評価結果について、長崎県公立大学法人教員業績評価
規程第10条第2項の規定により下記のとおり不服を申し立てます。

記

項 目	貢 献 内 容	不服を申し立てる内容及びその理由

様式第 6 号 (第 11 条第 2 項)

平成 年 月 日

様

長崎県公立大学法人
理事長

平成 年度 業績評価結果通知書 (再審査)

平成 年 月 日付け不服申立について、長崎県公立大学法人教員業績評価規程第 11 条第 2 項の規定により、再審査の結果を下記のとおり通知します。

記

項目	貢献内容	再審査の結果	
		順位	給与等への反映の有無
			有 平成 年 月期勤勉手当において 円を加算する 無